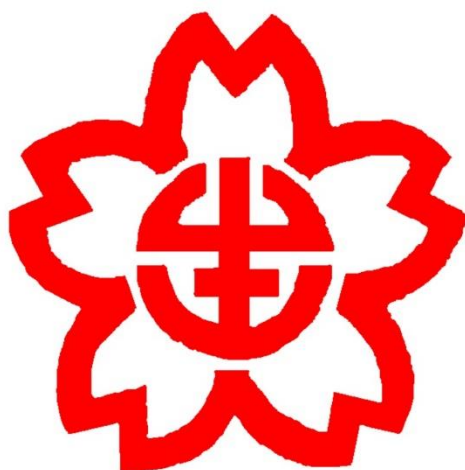


学校いじめ防止基本方針



令和5年度改定版

下関市立生野小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめからすべての子供を救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であることから、平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行され、10月には国の「いじめ防止基本方針」が策定された。

本校においては、「15歳の心の教育と学力保障」を掲げ、特に、児童が着実に学力を向上させるとともに、豊かな人間性と社会性を育む心の教育を推進している。この「心の教育」と「学力保障」の両輪は、子供たち一人ひとりの生きる力の基盤をなすものであり、命を大切にし、他人を思いやり、自ら考え判断し行動していこうとする力の育成は、いじめの防止等において最も重要である。今後はさらに、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいくことが必要である。

以上のことを踏まえ、本校としてのいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、ここに対策の基本となる事項を定めるものである。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項要約）

※いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって積極的に行う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目しつつ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめに該当するか否かを判断する。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

(2) いじめの理解及び特徴

いじめは、「どの子供にも、どの学級にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

※嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験している。このため、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに良好な人間関係を構築できる力及び自分の存在と他人の存在を等しく認める態度を育むことが必要である。

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

(4) 求められる責務

◆学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

◆保護者の責務等（法第9条より）

子供がいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子供がいじめを受けた場合には、適切に子供を保護する責務がある。

(5) 基本的な認識

◆いじめは、「人権にかかわる重大な問題」である。

- ・「いじめは許されない」という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認めない。

◆いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。
- ・いじめは「仲のよい友達同士の間でも起こり得る」、「誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなり得る」等の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめ問題の対応については、児童の人格の成長を旨とした教育的配慮の下で行う必要がある。

◆いじめは、「発見が難しい問題」である。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい）
- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。

◆いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

- ・子供の様子をいち早くキャッチした者が、その子供を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

(6) いじめの分類

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つに分類する。いじめの度合いに軽重はなく、心身の苦痛を感じている当該児童の心情に寄り添った対応をする。

①日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

②日常の衝突を超えた段階のいじめ

日常の衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応をとる必要のあるもの。

③重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当、「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

(7) 基本的な姿勢

学校として

- ・教育活動全体を通じて、児童一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- ・児童にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童生徒が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

保護者として

- ・どの子供もいじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高める指導を行う。また、日頃から、いじめ被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・学校や地域の子供とかかわりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指して互いに補完しあい、協働して取り組む。
- ・いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われたりする時は、速やかに学校等に通報または相談する。

子供として

- ・社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけ、周囲の大人に積極的に相談する。

地域社会として

- ・「地域の子供は、地域で育てる」ことを目指し、すべての子供が健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。
- ・いじめの兆候等が感じられる時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。
- ・学校外での児童の諸活動の場においても、いじめを許さない環境づくりを推進し、指導の徹底を図る。

(8) 基本的な対応

『未然防止・早期発見・早期対応』

未然防止

- ・子供の心身の成長過程に応じて、様々な人とかかわり合う生活体験や学習活動等を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸成する。併せて、豊かな情操や道徳心、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高める。
- ・学校は、児童や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくる。

早期発見

- ・学校、家庭、地域が一体となって、子供たち一人ひとりに寄り添い、かかわる中で、子供が発するサインを見逃さない。
- ・学校だけでなく、教育委員会や関係機関等の相談機能を高め、子供たちが不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。
- ・単なる友人間のトラブルと見える場合も、いじめの視点で捉え直す。

早期対応

- ・いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、管理職及びいじめ防止対策委員会に直ちに報告し、情報を共有する。
- ・その後、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告するとともに、被害・加害等の児童の保護者に連絡し、保護者の理解、協力を得ながら早期解決・再発防止を目指す。
- ・いじめられている児童に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

2 学校の取組

（１）学校いじめ防止基本方針の策定（法第１３条より）

- ・国、県、市の各基本方針を参考にして、自らの学校の実態や実状を踏まえ、いじめ防止等の取組についての基本的な事項や取組等について定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

（２）校内体制の確立

学校管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行い環境の醸成に取り組む必要がある。

① 「いじめ防止対策委員会」の設置（法第２２条より）

- ・本組織を、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、組織的な対応を行うための中核組織として常設する。
- ・必要に応じて、ＳＣやＳＳＷ、ＧＡ等の外部専門家を活用する。
- ・本組織の存在及び活動が、児童・保護者に容易に認識される取組を行うように努める。

② 確実な情報共有と指導体制の強化

- ・いじめの定義の解釈やその対応に温度差が生じないように、全教職員が学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的・計画的にいじめ問題に取り組むことが重要である。
- ・全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
（山口県教委作成「問題行動等対応マニュアル」参照）
- ・特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童も在籍している。個々の児童の特性を踏まえた具体的な取組について全教職員で共通理解し、支援体制を構築していく。

- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有するシステムを構築し、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。
- ・「いじめ防止対策委員会」が単なるいじめ事案の対応協議の場だけでなく、いじめの未然防止、早期発見・対応に有効に機能させる。

③ 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備

- ・学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童と向き合う時間を確保する。

④ 学校評価による評価・検証・改善

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け積極的に評価することで、教職員の資質向上を図っていく。

⑤ 教育委員会への報告・相談

- ・定期報告…毎月、「新たに認知」及び「継続支援中」のすべての事案について報告する。
※「継続支援中」とは、事案発生後3ヵ月を経過しても、解消と認められないもの。
- ・臨時報告…学校において解決が困難と考えられる事案においては、直ちに報告する。

(3) 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・「学校いじめ防止基本方針」の内容（いじめの定義、「いじめ防止対策委員会」の存在やその活動、発生時の学校の対応、相談窓口等）について、PTA総会や学校運営協議会、学校ホームページや学校だより等を活用して、保護者や地域住民へ確実に周知する。
- ・家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。
- ・教育委員会と情報共有のもと、スクールカウンセラーやSSW、GA、CA、SL等の関係機関等と連携して対応できる体制を整備する。

※GA(不登校対応の支援を行う者)、CA(心のケアを行う公認心理師)、SSW(対応や助言を行う社会福祉士、精神保健福祉士等)、SL(法的側面からの助言を行う弁護士)

(4) 未然防止の取組 ※「下関スタンダード生徒指導版」参照

① 「心の教育」の充実

- ・道徳や学級活動、「下関市いのちの日」の取組等を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・授業や学校行事における人とかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよくかかわっていこうとする意欲や態度を育てる。

② いじめを許さない学校・学級づくり

- ・児童にどんな行為がいじめにあたるか理解させ、学校、学級内にいじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・加害行為の抑止につながるよう「いじめは許さない」という毅然とした対応をする。

- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

③ 児童の主体的な活動の充実

- ・児童会活動や学校行事など、児童が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。

④ 日常的な実態把握・かかわり

- ・児童に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子供とかかわり、信頼関係を築く。

⑤ 保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・学校だよりや「きらめきネットコム」、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

⑥ 中学校区での取組

- ・中学校区の小・中学校で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
- ・中学校区の小・中学校でいじめの定義の共有化、未然防止策、発生時の対応等について、教職員で共通理解する。
- ・小中連携、小小連携を組織的に取り組み、学年・学級づくりを中心とする「心の居場所づくり」「絆づくり」を小・中学校の全職員が協働して取り組む。

(5) 早期発見の取組（把握しにくいいじめへの対応）

① 日常的な行動のきめ細かな観察

- ・「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもつ。本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があると教職員は敏感でなければならない。生活ノートや日記等からの情報収集

② いじめアンケートの実施（毎週1回「スマイルチェック」）

- ・週1回のアンケート調査を確実にを行い、実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。その際、対応内容について記録しておく。
- ・アンケートを実施する際には、いじめの被害にあっている児童が周囲の者を気にせず記載できるよう、アンケートの記載方法や提出方法等に配慮する。
- ・アンケートの保管期間は、児童が卒業後5年間とする。

④ いじめ相談箱の設置

⑤ 教育相談の充実（教育相談週間、スクールカウンセラーの活用等）

⑥ 悩みごと等の相談機関の周知（下関スタンダード生徒指導版「相談窓口一覧」等）

(6) 解決に向けた取組

- ### ① 初期対応
- ※ 問題行動等対応マニュアル「いじめ対応：初期対応、初期・中期対応」参照

ア いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
(分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する)

イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係児童への聞き取り

- ・関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害児童

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」ということがないように、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

加害児童

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないように、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

周囲の児童

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

エ いじめ防止対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
 - a 被害児童とその保護者への対応
 - b 加害児童とその保護者への対応
 - c 他の児童及び保護者への対応
 - d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
 - e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

オ 対応上の留意点

- ・事案の概要、経緯及び対応については、必ず記録し、保管する。
- ・しっかりとした事実確認を行い、事実に基づいた指導や支援を行うこと。
- ・学校外で起こった事案についても、いじめは、継続していることも多いため、慎重に対応する。
- ・ものの捉え方・感じ方は子供によって異なる。被害を訴えている子供の心情に寄り添い、心のケアを図ることに重点をおく。

a 被害児童生徒とその保護者への対応

被害児童 〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害児童の保護者 〈家庭訪問による対応〉

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

b 加害児童生徒とその保護者への対応

加害児童 〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、加害児童への成長支援につながる指導を行う。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童生徒に対して、謝罪の気持ちがもてるよう、粘り強く指導する。

加害児童の保護者 〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・管理職等を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かないよう配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童の指導や支援について、共に考える。（加害児童への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。被害児童への謝罪等を相談する。

c 他の児童及び保護者への対応

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせ、学校生活を送る上で安心感を与えるように努める。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害児童に対する配慮について指導する。
- ・加害児童への二次的ないじめ被害が起こらないように努める。

d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・児童の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童生徒の安全確保のための必要な措置を行う

・ **別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）**

別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。

- ・ 出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

② **中期・長期対応** ※ 問題等行動対応マニュアル「いじめ対応：中期・長期対応」参照

ア 当該児童の見守りと継続的な指導

- ・ 表面上は解決したように見えてもより見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該児童のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・ 当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・ 発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・ いじめの問題への取組について、適正に評価し、いじめ防止基本方針の見直しを行う。（法第34条より）

エ 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・ 進級や進学の際は、いじめ事案に関しても適切な引き継ぎを行う。

オ 学校運営協議会への報告と支援要請

- ・ 学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応

- ・ 必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

(7) **インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応**

① **未然防止**

ア 情報モラル教育の充実

- ・ ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

イ 児童生徒の主体的な活動

- ・ 児童の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。

ウ 学校における携帯電話等の適切な使用に関する指導

- ・ 学校は、児童（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等に巻き込まれないよう、携帯電話等の使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係づくりのあり方について指導を行う。また、家庭と連携し、使用に関するルールを徹底させる。

エ 家庭・地域への啓発活動

- ・ 保護者会や学校運営協議会等を通じて、下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を周知するとともに、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等に関する啓発と対策の取組を推進する。
- ・ 学校は、保護者に対し、学校等で行われる情報モラル教室への参加を促し、携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害等について理解を深めさせる。

② 初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

③ 関係機関との連携

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・警察等の関係機関と相談する等、書き込みの内容に応じて外部機関と積極的に連携し、事案の収束に努める。

（８） いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも次に２つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が相当の期間（３ヶ月）継続して止んでいること。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

４ 重大事態への対応

※参照 別紙「重大事態への対応フロー図」

【重大事態とは】

① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき （法第２８条第１項第１号）

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア．児童生徒が自殺を企図した場合
- イ．身体に重大な障害を負った場合
- ウ．金品等に重大な被害を被った場合
- エ．精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき （法第２８条第１項第２号）

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

年間３０日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

- ・ 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒や保護者の申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。 （法案に対する附帯決議の５）

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月文部科学省）」により適切に対応する。

重大事態への対応フロー図

